

令和8年度 第4回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和8年8月5日（水） 15：00～16：50

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公 益 代 表 委 員	両角部会長、柳原部会長代理、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員
事 務 局	稲葉労働基準部長、三鍋賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資 料

次第のみ

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、ただ今から、令和8年度第4回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益委員3名、使用者側委員3名、労働者側委員3名、合計9名の委員に御出席いただき、定足数を満たしていることから、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を両角部会長にお願いいたします。

〔両角部会長〕 ただ今から、令和8年度第4回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

本日は4回目の専門部会ですので、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での審議・議事録は公開とします。

また、公労・公使での二者審議は非公開とします。

それでは、本日の議事に入ります。

前回は、労使各側から二者審議の場で意見をお伺いしました。

改めてこの場で御主張なされたいこと等ございましたら、お伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

〔労側委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 使用者側はいかがでしょうか。

〔寺山委員〕 前回提示させていただいた金額 54 円についてですが、連合富山の春季賃上げ妥結状況の改正率を時間換算して算出した額となります。この額は、引上げ目安に対して 2 円の差がありますが、そもそも引上げ目安の 56 円は影響率において昨年以上となっています。また、消費者物価は落ち着きを少し見せていますが、本年 2 月から月を追う毎に企業物価が上昇しています。本年 6 月の企業物価指数は対前年比+7.1%で、完全に消費者物価を上回っていて、特に輸入物価が対前年比+29.4%となっています。このように企業の仕入れ価格が上昇しているので、価格転嫁の半分は吸収されているような状況です。

一方で、企業の収益の見通しが立てづらいこともデータでお示ししています。その結果、倒産件数及びその負債額が非常に増え、また引上げ目安の影響率が昨年以上であることから、今回の金額提示については前回同様 54 円までの歩み寄りとします。以上です。

〔両角部会長〕 ありがとうございます。それでは、基本的主張と今ほどお伺いした主張を踏まえまして、金額審議に入りたいと思います。

本日は前回の審議に続きまして二者審議でお話を伺います。

まず労働者側からお話を伺います。

使側委員は控室でお待ちください。

また、二者審議となりますので、傍聴の皆様は御退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

〔山田賃金室長補佐〕 部会長、進行をお願いします。

〔両角部会長〕 労使各側の意見をお伺いし、調整に努めてまいりましたが、双方の主張に隔たりがあり、さらに調整を重ねても結論を得ることが困難ではないかと思われます。

つきましては、公益代表委員見解及び公益代表委員案を提示し、採決により本専門部会の意見を決したいと存じますがいかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、採決により本専門部会の意見を決することとします。

事務局は、公益代表委員見解と公益代表委員案を配付してください。

(公益代表委員見解と公益代表委員案を配付)

〔山田賃金室長補佐〕 配付が終わりましたので、部会長、進行をお願いします。

〔両角部会長〕 それでは、公益代表委員案について採決を行う前に、公益代表委員見解をお伝えします。

事務局は公益代表委員見解を読み上げてください。

〔三鍋賃金室長〕 公益代表委員見解を読み上げさせていただきます。

令和8年8月5日

令和8年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和8年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たり、県内の経済・雇用情勢、各種賃金調査の結果及び労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定される労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮した慎重な審議を重ねたが、公労使一致の結論に至らなかった。

このため、令和8年度富山県最低賃金の改正決定について、令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会答申を十分参酌するとともに、県内の実情を総合的に勘案し、当専門部会公益代表委員の見解を以下のとおり取りまとめた。

記

1 金額及び発効日

令和8年度富山県最低賃金額については、時間額を57円引上げ1,119円とする。また、発効日は、法定発効とする。

2 結論に至った理由

最低賃金法第9条第2項に定める3要素を検討する際に、上昇する生計費及び賃金改善の必要性と、県内企業、とりわけ中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境及び先行きの不透明感との均衡を図る観点も重視した。その結果、最低賃金決定にかかる3要素に加えて、引上げによる影響率を昨年度の改正時と概ね同程度の水準にとどめつつ、特に生計費の上昇を示す指標を重視して、57円の引上げを行うことが適当であると判断した。

(1) 最低賃金法第9条第2項に定める3要素に関する指標

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）は、直近1年間（令和7年7月から令和8年6月までの期間）で平均2.4%上昇している。生活必需品である食料については平均5.4%上昇し、高い上昇率が継続している。飲食料品に係る消費税減税措置の一時的な影響が生じる可能性があり、今後の物価動向については引き続き注視する必要がある。

家計調査では、令和7年の富山市の総世帯のうち勤労者世帯におけるエンゲル係数は25.6%と高い水準にあり、消費支出（実質）も対前年比5.5%増加している。また、令和8年4月に富山市水道料金が改定され、一般家庭でひと月当たり平均改定率27.0%（+451円）となっている。

日本銀行の経済・物価情勢の展望では、消費者物価指数（除く生鮮食品）が、令和8年度2.8%～3.0%、令和9年度2.3%～2.4%上昇する見通しとされており、今後も物価上昇が継続すると見込まれている。

イ 労働者の賃金

県内の春季賃上げ率は、連合富山集計で 5.03%、富山県経営者協会集計で 4.47%と、前年を下回るものの依然として高い水準となっている。

令和 8 年賃金改定状況調査では、B ランクの賃金上昇率は第 4 表①②で 3.4%、継続労働者を対象とした第 4 表③では 3.7%となり、いずれも前年を上回った。

毎月勤労統計調査において、富山県の規模 5 人以上の事業所におけるきまって支給する給与は、令和 7 年 10 月以降、名目で前年同月比 3.7%から 5.3%の幅で推移している一方、実質では 0.6%から 3.9%と、名目を下回って推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行金沢支店公表の北陸短観県別集計データによれば、富山県内企業の売上高経常利益率は直近 10 年間平均を大きく上回る水準で推移しており、設備投資も 3 年連続で増加している。

一方、日本銀行調査統計局公表の企業物価指数は、令和 7 年 10 月以降、対前年比 2.1%から 7.1%（速報）と上昇が続いており、企業のコスト負担の増加がみられる。

倒産件数は前年を上回るペースで推移し、完全失業率も上昇傾向がみられ、人件費や原材料価格の上昇、金利上昇など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。さらに、価格交渉は進んでいるものの、依然として価格転嫁が十分に進んでいない企業もみられ、価格転嫁はなお十分とはいえない状況にある。

内閣府・財務省公表の法人企業景気予測調査によれば、令和 8 年 4 月から 6 月期の国内の景況判断 BSI は大企業マイナス 4.5%ポイントに対し中小企業はマイナス 28.2%、令和 8 年 7 月から 9 月期の見通しは大企業マイナス 1.4%、中小企業はマイナス 25.4%である。また、経常利益について令和 8 年度通期における前年度比増減率をみると、繊維工業は 12.1%増に対し、その他の輸送用機械器具製造業はマイナス 31.4%である。さらに急激な企業物価の上昇要因も観測されている。

日本銀行調査統計局公表の日銀短観（概要）によれば、令和 8 年 6 月の業況判断（全体）について、前回調査（3 月）との対比をみると、緩やかに上昇しており、かつ、製造業だけをみた場合でも一部の金属系以外は好調である。

（2）3 要素に関する各種指標の総合的勘案

生計費では、日本銀行による物価見通しにおいても今後の物価上昇の継続が見込まれている。このような状況のもと、最低賃金近傍で働く労働者にとって生活必需品価格の上昇による負担は依然として大きく、生計費への十分な配慮が必要である。

賃金では、県内の春季賃上げ率が引き続き高い水準にあり、賃金改定状況調査及び毎月勤労統計調査においても賃金上昇の状況が確認される。

賃金支払能力では、企業収益や設備投資は全体として堅調に推移しているものの、その状況は企業規模や業種によって大きな差がみられる。特に、中小企業・小規模事業者においては、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いており、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感や物価動向の先行き不透明感が高まっている。

賃上げ原資であり生計費上昇の理由となりうる価格転嫁は、価格交渉は進んでいるもののなお十分とはいえず、賃上げ原資の確保に課題を抱えている企業もみられる。

生産性向上ならびに人材確保のために設備投資や運転資金の確保を目的とした融資を受けている企業が多い中、短期間での度重なる金利の上昇も賃上げ原資確保を困難にする状況に拍車をかけている。これらの影響を考慮しながら、通常の企業の支払能力への配慮を十分に行う必要がある。

物価上昇の継続にともない、県内でも高水準の賃上げが続いていることから、賃上げの流れを適切に最低賃金へ反映することが必要である。一方で、最低賃金の引上げの必要性は十分認められるものの、企業の賃金支払能力への配慮の必要性も認められ、相反するこれらの要素を総合的に勘案することも肝要である。

以上より、中央最低賃金審議会が示した 56 円を目安額を十分参酌しつつ、特に生計費の上昇を考慮すると、消費支出（実質）の増加率を踏まえて目安額を上回る 57 円の引上げを行うことが適当である。57 円引上げとした場合の影響率は 23.8%となり、昨年度改正時の 23.7%と概ね同程度で、労働者の生活改善と企業の負担能力の双方に配慮した妥当な水準であると認められる。

3 国に対する要望

大多数を占める中小企業の支払能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要である。特に令和 7 年度において掲げられた賃上げ促進策が今年度は不明確であり、様々な支援策の周知・徹底を、以下の通り国に強く要望する。

- (1) 労務費を含む適切な価格転嫁と取引適正化を推進し、中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、官公需における価格転嫁の徹底及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知を図ること。
- (2) 業務改善助成金の拡充、申請手続きの簡素化、DX・省力化投資や人材育成支援など、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- (3) キャリアアップ助成金等の活用促進により非正規雇用労働者を含めた処遇改善を支援すること。
- (4) 社会保険料負担の軽減や支援措置の拡充により、労働者の手取り向上と中小企業・小規模事業者の負担軽減を図ること。

以上です。

[両角部会長] 次に、公益代表委員案をお示しします。

事務局は、公益代表委員案を読み上げてください。

[三鍋賃金室長] 公益代表委員案を読み上げさせていただきます。

令和 8 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額 時間額 1,062 円 発効日令和 7 年 10 月 12 日

改正最低賃金額 時間額 1,119 円 引上げ額 57 円 引上げ率 5.37%

発効日 法定どおり

以上です。

[両角部会長] それでは引き続き採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益代表委員案に賛成の委員は、挙手願います。

次に、反対の委員は、挙手願います。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

採決の結果、賛成 5 名、反対 3 名、保留 0 名ですので、賛成多数により、公益代表委員案をもって本専門部会の決議といたします。

次に、今ほどの内容を本専門部会から富山地方最低賃金審議会に対して報告する必要があります。

事務局は、専門部会報告案を準備してください。

[三鍋賃金室長] これより専門部会報告案を準備しますので、このままお待ちください。

(事務局は、専門部会報告文案を準備・配付)

[山田賃金室長補佐] 配付が終わりましたので、部会長、進行をお願いします。

[両角部会長] 事務局は、報告案を読み上げてください。

[三鍋賃金室長] 報告案を読み上げさせていただきます。右上の文書番号、日付は議決前ですので空欄です。

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 両角良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）

当専門部会は、令和 8 年 7 月 2 日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり令和 8 年 7 月 28 日付け中央最低賃金審議会の令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の富山県最低賃金（時間額 998 円）は令和 6 年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略いたします。

めぐりまして、別紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,062 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

めくりまして、別紙2

こちらには生活保護費と最低賃金額の比較について記述がありますが、第1回の専門部会で御確認いただいた内容と同様ですので、読み上げは省略いたします。

以上です。

〔両角部会長〕 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。

本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告したいと考えますが、何か付け加えることがありますでしょうか。

労働者側、いかがですか。

〔労側委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 使用者側から、御意見があるとのことですのでお願いします。

〔寺山委員〕 今ほどの富山県最低賃金改正決定に関する報告書案に対して、使用者側委員としての意見を述べさせていただきます。

まず初めに、公益委員並びに労働者側委員の皆様には、これまで長時間にわたり真摯に御議論いただきましたことに敬意を表します。

使用者側委員は、最低賃金の引上げが労働者の生活の安定向上に果たす役割について十分認識しており、その必要性を否定するものではありません。

その上で、今年度の審議においては、今ほどの報告書案に書かれている地域の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境を踏まえ、3要素である企業の支払能力、地域経済の実情及び雇用への影響を総合的に勘案し、これまで慎重に判断する立場から使用者側として議論を行いました。

今年度、中央最低賃金審議会は、Bランク 56 円として目安額を御提示されました。この目安額に対する影響率は、昨年の 23.7%を上回る 23.8%となります。極めて大幅な引上げであり、多くの中小企業・小規模事業者にとって、重い負担となる水準です。従って、今ほどの報告書案にある目安額+1 円を答申することについて、富山県固有の事情に基づく明確かつ客観的根拠が必要ではないかと思えます。

市場環境として、今年の風は昨年とは大きく違います。昨年までは、消費者物価指数が上昇し、特に生活必需品の物価が大変高騰していました。

最低賃金審議会において、最低賃金額を審議する際の大原則として3要素があり、生計費・賃金・企業の支払能力の3要素について、年度ごとの状況に応じて、どこに重きをおいて審議すべきかの議論を続けてまいりました。

今年度は、企業物価指数が消費者物価指数を大きく上回って推移しています。具体的に言えば本年6月時点の国内の企業物価指数は+7.1%、輸入物価指数は+29.7%です。消費者物価指数についても上昇はしていますが、政府等の様々な御支援があり、少し落ち着きを見せております。

この状況下、価格転嫁の現状については、本年6月26日の経産省中小企業庁の公表値によると、全体の価格転嫁率は54.2%、コスト要素別の転嫁率の労務費は50%となっていて、

コストが高いものを企業が仕入れて販売価格に転嫁したいところですが、実際には、その半分は企業が身を削って負担している現状にあります。また企業収益の格差についても、先ほどもデータを示していただきました。これを総合的に勘案しますと、中央の引上げ目安額 56 円も大変厳しいですが、今回の審議においては、製造業が多い富山県において、さらに+1 円上回る合理的かつ客観的根拠は示されていないものと考えます。

現在、多くの中小企業・小規模事業者は、原材料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、人件費以外の様々なコスト増への対応を迫られています。価格転嫁も依然として十分とは言えない状況にあり、また企業収益についても、大企業と最低賃金近傍者が多い中小企業との格差は大きいままとなっています。県内企業の大多数を占めている中小・小規模事業者の経営環境は、決して楽観できる状況ではありません。

最低賃金法第 9 条では、3 要素の生計費・賃金・賃金支払能力を総合的に勘案して審議する必要が求められています。使用者側として、通常の事業の賃金支払能力については、昨年よりも重要視すべき要素だと考えます。

本日の報告書案については、富山県の実情を十分踏まえた慎重な判断というより、企業の支払能力への影響を十分考慮せずに中央の引上げ目安額をさらに上回る水準を採用したものと、使用者側としては言わざるを得ません。

よって、先ほど報告書案については採決されましたが、使用者側委員として反対という立場を取ることを御理解いただきたいと思います。以上です。

〔両角部会長〕 御意見をありがとうございました。事前の三者での審議や二者での審議で使用者側の厳しい状況は伺っておりました。実際の金額の中でどこまで活かせるかはなかなか難しいところだったと思います。

先ほどの報告書（案）に戻りますが、最後のページに別紙 3 を添付していますので、事務局で読み上げてください。

〔三鍋賃金室長〕 はい。

別紙 3

政府及び中央最低賃金審議会に対する要望について

大多数を占める中小企業の支払能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要であることから、様々な支援策の周知・徹底を、以下のとおり国に強く要望する。

- 1 最低賃金引上げを企業努力のみに求めるのではなく、価格転嫁の徹底、社会保険料負担の軽減、税制支援、各種助成措置など中小企業・小規模事業者への支援策を一層拡充させること。
- 2 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた審議を行えるよう、参考となる統計や分析資料の拡充、特に通常の事業の賃金支払能力を評価するための客観的指標を提供すること。
- 3 地方最低賃金審議会が地域の実情を踏まえた実質的な審議を行えるよう、目安制度の在り方について検証・見直しを行うこと。

以上です。

〔両角部会長〕 使用者側から御意見、御要望を伺いました。いただいた御意見、御要望につきましては、会長あてに御報告させていただきます。それではこの報告書（案）ですが、富山地方最低賃金審議会に報告することとします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本専門部会による審議はこれで終了させていただきます。本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いします。

本日まで、非常に大変な審議でした。労使各委員には真摯に御議論いただきありがとうございました。

以上で、専門部会を終了します。お疲れ様でした。